



「いずも縁結びPAY」

町内会新規加入ポイントについて

1. 制度の概要

出雲市デジタル地域通貨「いずも縁結びPAY」行政ポイントに、新たに「町内会新規加入ポイント」を設けました。この制度は、令和8年4月以降に町内会に新規加入した世帯を対象に、ポイントを付与するものです。

2. ポイントの内容

既存の町内会に新規加入した場合

1世帯あたり1,000ポイント(1ポイント=1円)を付与します。

※新しい住宅地などで町内会がない場合など、個人で各地区の自治協会に新規加入しても同様に1,000ポイントを付与します。

3. 申請方法

ポイントの付与を希望する場合は、申請者が直接、各地区のコミュニティセンターに以下の情報を連絡してください。

- ・町内会名
- ・町内会加入日
- ・ポイント付与を希望する方の氏名と携帯電話番号

町内会・自治協会の新規加入で 「いずも縁結びPAY」 の行政ポイントを付与します

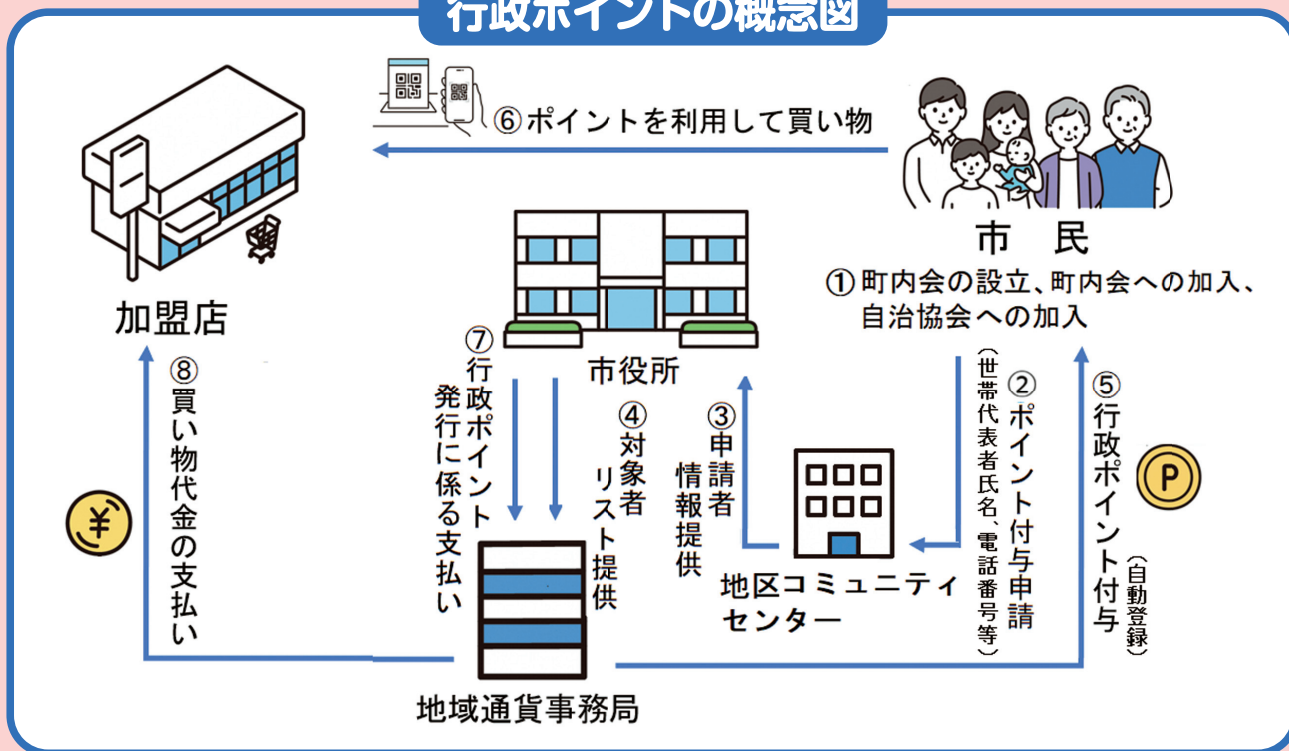


ポイント付与の対象と付与ポイント

- ① 新しく町内会を設立し、地区の自治協会に加入した世帯 **5,000ポイント/世帯**
- ② 自治協会に加入している既存の町内会に新しく加入した世帯 **1,000ポイント/世帯**
- ③ 単独世帯で地区の自治協会に新しく加入した世帯 **1,000ポイント/世帯**

(※自治協会には、振興協議会や区を含みます。)

行政ポイントの概念図



ポイント付与の申請方法

新しく町内会を設立した代表者または新しく加入した世帯の代表者は、加入世帯の代表者氏名や携帯電話番号などを地区のコミュニティセンターにご連絡ください。



「いずも縁結びPAY」行政ポイント付与Q&A

Q1 年度途中でも対象となりますか。

A1 はい、対象となります。年度の途中でも申請できます。

Q2 いつからの期間が対象となりますか。

A2 令和8年4月1日以降の期間が対象となります。それ以前の期間は遡って申請することはできません。

Q3 ポイントはいつ頃付与されますか。

A3 ポイント付与対象者の情報を市から事務局へ提出する回数は毎月2回（15日、月末）あります。ポイントは、15日および月末日の3営業日後に付与されます。ただし、土日祝日の影響で日程が変わることがあります。

Q4 ポイント付与の申請は、世帯主が行う必要がありますか。

A4 いいえ、世帯の代表者であれば誰でも申請できます。住民票上の世帯主である必要はありません。

町内会新規設立に関すること

Q5 町内会の設立に決まりはありますか。

A5 詳しい決まりはありませんが、町内会には「名称」と「代表者」が必要です。

Q6 町内会の世帯数に要件はありますか。

A6 3世帯以上の新しい町内会が対象となります。

Q7 すでに緩やかなまとまりのある複数の世帯で、町内会を設立し、自治協会に加入した場合は対象になりますか。

A7 はい、対象となります。

町内会・自治協会新規加入に関すること

Q8 町内会のみに加え、自治協会に加入しない場合はポイントがもらえますか。

A8 いいえ、町内会と自治協会の両方に加入する必要があります。

Q9 町内会を退会した後や町内会が解散した後に、自治協会へ単独世帯で加入した場合はポイントがもらえますか。

A9 ポイント付与の対象にはなりません。